

○財務省告示第七十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年二月二十日に発行した割引短期国債
の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年三月七日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 国庫短期証券（第二百五十九回）

二 発行の根拠 東日本大震災からの復興のため
の施策を実施するために必要な
財源の確保に関する特別措置法
の法律及びその
の
条
項

（平成二十三年法律第一百七号）
第六十九条第一項及び特別会計
に関する法律（平成十九年法律
第二十三号）第四十六条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

三 振替法の適
用等
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

四 発行方法

五

方募

入決定の

イ

入札発行競争

ロ

国債市場

者

特別参加

非

価格競争

争

入札発行競争

イ

入札発行競争

六

発

入札発行競争

ロ

国債市場

者

特別参加

非

価格競争

争

入札発行競争

イ

入札発行競争

ロ

国債市場

者

特別参加

非

価格競争

争

入札発行競争

イ

入札発行競争

ロ

国債市場

者

特別参加

七

払

価格競争

イ

入札発行競争

ロ

国債市場

者

特別参加

二兆二千九百十六億九千六百七

金額で二千五百八億五千万円

た割引短期国債について、

条第一項の規定に基づき、

特別会計の法律第四十六

千九百二十五億二千万円

債に基いて発行した金額で一兆

定する法律第四十六

する法律第四十六

十億七千万円、特別会計の規

に基いて発行した金額で一兆

に基いて発行した金額で一兆

に基いて発行した金額で一兆

に基いて発行した金額で一兆

に基いて発行した金額で一兆

に基いて発行した金額で一兆

に基いて発行した金額で一兆

に基いて発行した金額で一兆

に基いて発行した金額で一兆

に基いて発行した金額で一兆

に基いて発行した金額で一兆

に基いて発行した金額で一兆

に基いて発行した金額で一兆

に基いて発行した金額で一兆

に基いて発行した金額で一兆

に基いて発行した金額で一兆

に基いて発行した金額で一兆

に基いて発行した金額で一兆

に基いて発行した金額で一兆

に基いて発行した金額で一兆

に基いて発行した金額で一兆

に基いて発行した金額で一兆

込みの応募額を割り当てて各申

募限度額の範囲内において各申

各国債市場特別参加者ごとの申

当てる。各申

もかかるそのうち応募額を順次割

り、

各の申

の申

の申

の申

の申

の申

の申

の申

の申

の申

十 五	十 四	十 三		十 二		ロ		イ	十 一	十 発		九	八		ロ							
者	入 場	元 金	償 還 金 額	償 還 期 限	行 争 入 札 発 行	争 入 札 発 行	非 格 格 競 I	者 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行 争 格	価 格 競 争	発 行 日	振 替 単 位	最 低 面 金	行 争 入 札 発 行	非 格 格 競 I	者 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	
財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額	償還金を支払う。	平成二十五年二月二十日					十九銭六厘	額面金額	募価額	十九銭五厘以上	平成二十四年二月二十日	千円						六千円	二千五百九十一万	二十四万四千五百円

財務大臣から通知を受けた者

日本銀行

額面金額

償還金を支払う。

平成二十五年二月二十日

たし、償還期が銀行休業日に

ただ、償還期が銀行休業日に

当るときは、その翌営業日に

償還金を支払う。

平成二十五年二月二十日

たし、償還期が銀行休業日に

ただ、償還期が銀行休業日に

当るときは、その翌営業日に

償還金を支払う。

平成二十五年二月二十日

たし、償還期が銀行休業日に

ただ、償還期が銀行休業日に

当るときは、その翌営業日に

償還金を支払う。

平成二十五年二月二十日

たし、償還期が銀行休業日に

ただ、償還期が銀行休業日に

当るときは、その翌営業日に

償還金を支払う。

平成二十五年二月二十日

たし、償還期が銀行休業日に

ただ、償還期が銀行休業日に

当るときは、その翌営業日に

償還金を支払う。

平成二十五年二月二十日

たし、償還期が銀行休業日に

ただ、償還期が銀行休業日に

当るときは、その翌営業日に

償還金を支払う。

平成二十五年二月二十日

たし、償還期が銀行休業日に

ただ、償還期が銀行休業日に

当るときは、その翌営業日に

償還金を支払う。

平成二十五年二月二十日

十六
弘
込
期
日
平
成
二
十
四
年
二
月
二
十
日